令和９年度 八尾市建設工事請負業者等級別格付け見直し申請書提出要領

令和９年度八尾市建設工事請負業者等級別格付けの見直し申請（工事）の受付を下記の要領により行う（市役所分・市立病院分の受付を一元化して行う。）。

記

１．資格要件

申請者は、次の各号に掲げる事項に全て該当していること。

（１）令和８年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿に市内業者として、土木一式工事、建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれかの業種で登録されていること。又は、令和９年度八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請（業種追加・変更）において、市内業者として土木一式工事、建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれかの業種で追加・変更申請していること。

（２）申請日時点において、引き続き市内業者であること。

（３）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けており、かつ［３．受付期間］に示す受付終了日（令和８年12月18日）時点において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和７年５月19日以降のもの）を取得していること。

２．市内業者の定義

市内業者とは、次の全ての条件を満たすものをいう。

ア　法人にあっては、八尾市内に登記簿上の本店があるもの。個人にあっては、八尾市内に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）による住所を有しているもの。

イ　建設業許可において、主たる営業所の所在地又は住所が八尾市内であること。

ウ　八尾市に法人市民税又は住民税の納税義務のあるもの。

３．受付期間

令和８年 11 月４日（水）から令和８年 12 月 18 日（金）まで　当日消印有効

４．申請方法

［７．提出書類］に示す書類を、契約検査課契約係（工事担当）まで、**郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）で提出すること。**なお、封筒の表面（宛名面）には宛先シートを貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

■提出先■
〒581-0003　八尾市本町一丁目１番１号
八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）

※必ず受付期間内に提出すること。

※窓口に直接持参しないこと。

５．問合せ先

「八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）」

ＴＥＬ：(直通) ０７２－９２４－３８３４

（平日８時 45 分から 12 時 00 分まで、12 時 45 分から 17 時 15 分まで）

ＦＡＸ：０７２－９９６－１９９３

e-mail：shinseik89faq@city.yao.osaka.jp

６．格付け有効期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

７．提出書類

「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」

No.	提　出　書　類	様　式		提出	参照
－	宛先シート	指定様式	－	○	
1	令和９年度八尾市建設工事請負業者等級別格付け見直し申請書	様式１（格付）	原本	○	Ｐ２
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）	国土交通省統一	写し可	○	
3	申請書受領確認書（返信用はがき）	様式 10（格付）	原本	△	Ｐ３

８．提出書類作成上の注意事項

○宛先シート

封筒の表面に貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

No.１ 「令和９年度八尾市建設工事請負業者等級別格付け見直し申請書」

※記載例を参考にし、漏れなく記入すること。

ア　申請者は、本社・本店の代表者であること。

イ　印鑑は、代表者の実印（印鑑証明書と同じもの）を押印すること。

ウ　所在地について、建設業許可を受けている住所を記載すること。登記簿上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所の上（郵便番号の上）に登記簿上の住所を（）書きで記入すること。

No.２ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査結果通知書）

［３．受付期間］に示す受付終了日（令和８年 12 月 18 日）時点において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和７年５月 19 日以降のもの）の写しを提出すること。

※有効な経営事項審査結果通知書とは審査基準日から１年７ヶ月以内のものを指す。

※申請する業種については、総合評定値（Ｐ点）の通知を受けていることが必要。

№.３ 「申請書受領確認書（返信用はがき）」

はがき表面（宛名面）には商号又は名称及び所在地を記入の上、85 円分の切手を貼り付け、はがき裏面には指定様式中の「申請書受領確認書」を必ず転写、又は、貼り付けて提出のこと。

なお、宛名は行政書士等のものでも可とするが、その際、申請者名（商号又は名称）が分かるように記載すること。

９．申請にあたっての注意事項

（１） 以下の項目に該当するものは、申請を無効とする。

ア 受付期間後に到達した場合

イ 指定の方法以外の方法で申請した場合

（２） 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となるため注意すること。

１０．その他の注意事項

（１） 等級別格付けの見直しについて

ア 等級別格付けは１年毎に見直す。等級別格付けの見直しを申請しない場合は、格付けをしない。

イ 令和９年３月 31 日時点で引き続き市内業者でない者は、格付けをしない。

ウ 令和９年度の等級別格付けは、今回の申請で提出された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）」の総合評定値（Ｐ点）に基づいて行う。

エ 提出書類に関し、虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、不備がある場合は、失格となることがある。

オ 等級別格付けの見直しに際し、問い合わせや別途資料の提出を求めることがあるため、申請書担当者欄には本申請についての問い合わせに対応できる者を記入すること。申請内容について確認事項がある又は提出書類に不備がある場合に、申請書担当者がこちらからの問い合わせに速やかに対応しない場合、失格となることがある。

（２） 等級別格付けの見直し結果について

提出された書類により等級別格付けを見直し、結果については、令和９年４月１日以降に、[令和９年度市内業者等級別格付け表]を本市情報公開コーナー及び本市ホームページで公開する。

（３） 提出書類等について

審査の結果に関わらず、提出された書類は一切返却しない。

（４） 八尾市地域貢献精通型指名競争入札制度について

市内業者のうち「土木一式工事」又は「舗装工事」を申請する者で、令和９年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加資格者名簿への登録を希望する場合は、別紙「八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加資格者名簿登録申請書提出要領」を参照のうえ必要書類を提出すること。

※八尾市地域貢献精通型指名競争入札制度の詳細については、本市ホームページを参照すること。

以上